

静岡県告示第357号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和2年5月8日から起算して15日間、初島漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和2年5月8日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県熱海市初島193	田中 和広
静岡県熱海市初島216	坂下 克巳
静岡県熱海市初島165	田中 淳一
静岡県熱海市初島198	鈴木 喜久義
静岡県熱海市初島199	宮下 守夫

2 加入区

初島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

初島漁業協同組合